

問い合わせ先

(EY India 駐在)
山口 哲男・松田 博司
本山 禎晃・ヴィジェイ・ラマスワミ

(EY Japan 駐在)
城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:
tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
hiroshi.matsuda@in.ey.com
sadaaki.Motoyama@in.ey.com
Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com
takeshi.joichi@jp.ey.com

JBS フラッシュニュース

2017 年 1 月号

1. 【税務】インドの関税及び物品税率表を 2017 年度世界税関機構 HS 品目表へ統合
2. 【税務】印星租税条約改正の第 3 次議定書に署名
3. 【税務】GST 審議会が第 7 回会合を 12 月 22 日、23 日に開催
4. 【税務】PF 恩赦スキーム期間の設定
5. 【税務】通関申告で物理的な文書や印刷物の提出を免除
6. 【税務】OECD が BEPS 行動 15 多国間協定本文を公表
7. 【税務】合併手続きを NCLT (国家会社法審判所) へ移行



EY

Building a better
working world

2016年の幕が下りようとする年の瀬に、立て続けに重要なアップデートが行われました。インドの関税及び物品税率表を2017年度世界税関機構HS品目表への統合、インド-シンガポール租税条約の改正、合併手続きをNCLT(国家会社法審判所)へ移行等です。一方、GST審議会の2016年度最終の会合が行われましたが、またしても合意に達せず、足踏み状態が続いています。本稿では、この他、2017年従業員PF登録キャンペーンのための期間設定や、通関申告で物理的な文書や印刷物の提出を免除とする通達等について取り上げます。

1. 2017年1月1日からインドの関税及び物品税率表を2017年度世界税関機構HS品目表へ統合

2017年1月1日から施行となる、2017年度版世界税関機構HS品目表に関するアップデートを提供します。今回の改正は、85章:農業、45章:化学、13章:木材、15章:繊維、6章:卑金属、25章:機械、18章:輸送、26章:その他にわたり、233の改正からなります。

2016年インド財政法141章及び146章において、2012年度版世界税関機構HS品目表の2017年度版への変更に係る改正について規定しています。こうして、インドの関税表は2017年度世界税関機構HS品目表と、2017年1月1日深夜零時から統合されることとなります。

それに伴い、2017年1月1日から輸入物品の税関申告を行う際、輸出者や通関業者は、物品の関税分類の2017年度版HS品目表との一致を確保しなければなりません。2012年度版HS品目表との相互関係を示した2017年度詳細な改正点はリンク先をご覧ください。

1975年インド関税法に規定される輸出入物品の関税分類は、上記改正に照らして債再検討しなければなりません。見直される必要があります。1985年インド中央物品税法も2017年度版HS品目表に一致させる必要があり、どのような影響があるのか、検討しなければなりません。

この結果、世界税関機構の新品目分類と一致させなければならないことを考慮し、上記改正に関する現在進行中の関税分類上の問題は、分類、明確化される必要があると考えられます。ただ、この品目分類の改正から生じる新たな紛争の可能性は否定できないでしょう。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

2. インド-シンガポール租税条約改正の第3次議定書に署名

1994年に締結されたインド-シンガポール租税条約は2005年7月18日及び2011年9月1日付けの議定書で改正されましたが、インド政府及びシンガポール政府は、公式声明を出し、今回新たに改正する議定書が2016年12月30日に署名されました。本稿はその主な改正点を要約したものです。当該2016年議定書はシンガポール市営不のウェブサイト上で閲覧可能です。

振り返れば、株式譲渡から生じるキャピタルゲイン課税は、譲渡人の居住地国でのみという恩典(換言すれば、源泉地国では免税)は、インド-モーリシャス租税条約で同様の取扱いが行われる場合のみ、その効力を維持すると、2005年議定書で合意されました。

2016年5月10日付けのインド-モーリシャス租税条約改正に伴い、インド-シンガポール租税条約改正も大変待ち望まれていました。2016年議定書は、予期されていた通り、インド-モーリシャス租税条約になされた改正に沿ったものでした。。また、キプロス居住者が取得したインド居住者の会社の株式譲渡から生じたキャピタルゲインについて、インドに所得源泉課税権を認めるよう、最近改正されたインド-キプロス租税条約と同様、インドの考え方を示すものでした。

2016年議定書は、2017年4月1日以降、シンガポール居住者が取得したインド居住者の会社の株式譲渡から生じたキャピタルゲインについて、所得源泉に基づく課税を規定しています。2017年3月31日以前に取

得した株式については適用除外となり、改正特典制限条項を充足する場合のみ、従来通り源泉地国免税となります。

インド-モーリシャス租税条約改正に沿って、2017年4月1日から2019年3月31日までの期間限定で、シンガポール居住者が取得したインド居住者の会社の株式譲渡から生じたキャピタルゲインについて、改正特典制限条項を充足する場合のみ、課税の半減(国内法による税率の50%)を認める経過措置を設けています。概して、経過措置に関連して、適用除外となる2017年3月31日までなされた投資については各12ヶ月、2つの期間からなる24ヶ月の期間が継続適用となるのに比して、改正特典制限条項は、キャピタルゲインが生じる日以前の12ヶ月の期間における支出テストを考慮に入れています。

さらに、OECDのBEPSプロジェクトの行動計画14紛争解決メカニズムの一環として行われるコミットメントに沿って、移転価格問題における対応的調整の規定が設けられました。なお、新条項で、1994年のインド-シンガポール租税条約より、国内の租税回避措置(GAAR)が優先することを明確に規定しています。

2016年議定書は両国における批准手続きが完了次第、施行されます。しかしながら、手続きの完了如何にかかわらず、2016年議定書は2017年4月1日から施行となります。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

3. GST 法を最終決定および行政管理について決定へ向けて GST 審議会が 12 月 22、23 日に会合開催

モデル GST 法と、新しく提案された GST 補償法(州政府に対する歳入補填)とともに IGST 法を最終決定するため、12月22日、23日に GST 審議会の開催が予定されています。会合では納税者の行政管理を巡る論争の多い問題について議論が行われる見通しです。

メディアの報告によれば、GST 法案が予算国会に Money Bill(財政法案)として上程される見込みです。予算国会は、1ヶ月前倒しで行われ、2017年1月の第3週に開催される予定です。CGST 法および IGST 法は国会で採決される他、SGST 法が各州政府議会で承認される必要があります。

一方、州政府はすでに、既存の納税者を GST 体制に移行させるため、GST ポータルを通して登録手続きを開始しています。

政府は目標達成に向け、全力を尽くしており、引き続き2017年4月1日の導入を目指して取り組んでいます。しかしながら、州政府の中には GST 導入延期を提案するところもあり、2017年4月以降数ヶ月遅れる可能性も否定できません。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

4. PF 恩赦スキーム期間の設定(2017年1月1日から2017年3月31日まで)

1952年のEPFスキームにおいて、対象者や従業員のベネフィットを拡大させるために、2017年従業員登録キャンペーンという名称で恩赦スキームが開始されました。

恩赦スキームは2017年1月1日から施行され、同年3月31日に終了します。恩赦スキームは雇、PFメンバーになることを要求されていたのに何らかの理由で登録されていなかった従業員を雇用者が登録できるようにするものです。そのような従業員について、雇用者は以下を行う必要があります。

- a. PFスキームに基づき、雇用者負担分を拠出
- b. 従業員負担分を各月の従業員給与から控除される場合のみ、従業員負担分を拠出
- c. 拠出金の延滞につき、年間利子12%を拠出
- d. 拠出金の延滞につき、年間1ルピーの名目的損害(ペナルティ)を拠出

恩赦スキームにおいて、拋出金に係る管理手数料は課されません。

雇用者は、恩赦スキームの対象となる従業員の詳細を提供し、PF 事務所に申告しなければなりません。その申告のフォーマットはまだ規定されていません。

1962 年 EPF 及び雑則法 7A 章で、雇用者に対して、訴訟手続きが現在行われている場合には、恩赦スキームは適用されません。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

5. CBEC は通関申告にあたり、物理的な文書や印刷物の提出を免除する通達を発出

本稿は、間接税中央委員会が発出した、2016 年 11 月 23 日付けの通達 No. 55/2016-Customs を要約したものです。この通達では通関手続きにおいて、物理的な文書や印刷物の提出を免除するとしています。

各レベルのコンピュータ化やシステム統合により、確実な情報が RBI、税関や調査当局等の各種当局でリアルタイムで入手可能となりました。従い、手続きの様々なレベルでの各種文書物理的な提出は不要となりました。

しかしながら、マニュアルの税関申告書、輸出入業者等の要求等、文書の印刷が様々な理由により必要とされる場合、関連文書の印刷物を提出しなければならないとされています。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

6. OECD は、ハイブリッドミスマッチ取決め、恒久的施設認定、紛争解決にかかる条約の濫用、租税条約関連の BEPS 措置を実施するため、多国間協定本文を公表

OECD は 2016 年 11 月 24 日、税源侵食と利益移転 (BEPS) 防止を目指した租税条約関連措置を実施するため、BEPS 行動 15 と註釈に基づき、多国間協定の本文を公表しました。

多国間協定は、二国間以上の租税条約を改定する場合に適用されますが、既存の個別の租税条約の内容を直接的に改正する改正議定書と同じ機能を果たすものではありません。むしろ、既存の租税条約と並行して適用し、BEPS 措置を実施するために租税条約の適用に関する改正を行うものです。多国間協定が対象としている租税条約関連の BEPS 措置には、①行動 2: ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の無効化、②行動 6: 租税条約の濫用の防止、③行動 7: 恒久的施設認定の人為的回避の防止、④行動 14: 紛争解決メカニズムの有効性向上があります。これらの行動に関連する租税条約の条文内容について、2015 年 10 月に公表された BEPS 最終パッケージに基づく合意がなされました。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

7. 合併手続きを NCLT (国家会社法審判所) へ移行

インド政府はインド会社の合併/分割/アレンジメントの承認権限を管轄の高等裁判所から新監督機関である国家会社法審判所 (NCLT) へ移行しました。上記改正は、2016 年 12 月 15 日から施行となっています。これに関して、企業省は、2つの通達を発出しました。

1. 2016 年 12 月 7 日付けの通達; これは合併/分割等に適用され、同年 12 月 15 日から施行となる、2013 年新会社法の関連の条文を通知するものです。当該条文は、これまで合併/分割等を承認プロセスを規定していた 1956 年旧会社法の現行の条文に取って代わるものです。

2. 2016年12月7日付け通達: 合併スキーム/アレンジメントを含む現行の手続きがNCLTへ移行し、2016年12月15日から施行

上記とあわせて、2013年インド会社法の下、長きにわたり未施行のままだった、会社再編に係る条項も施行となりました。2013年新会社法のほとんどの条項はすでに施行されて数年になりますが、裁判所スキームとしては1956年旧会社法の会社再編に係る条項がこれまで適用されてきました。

NCLTに係争中の事案は移管されることになるので、スキームの承認のタイムラインに影響が出る可能性があります。

コメント

2016年は破産法、GST導入のための憲法改正、そして高額紙幣の無効化等々、思い切った構造改革に踏み出した年であったと位置づけることができるでしょう。2017年は世界で多くのリーダーシップの変わる中、インドの立ち位置がますます問われるとともに、改革の成果が期待される年となることでしょう。こうした中、的確な判断を迅速に行い、インドビジネスを運営していく中で、ますますインドアップデートの重要性は増してくるものと思料致します。本年も皆様のお役に立てるよう、アップデート情報を厳選し、お届けして参る所存です。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。